

東京都公安委員会告示第 2685 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 8 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都目黒区東山3丁目5-1 ラ・メゾン302 ADHIKARI KANCHAN BABU	督促状 (第 30-105-260608-202553)
東京都台東区松が谷3丁目20-14-701 藤田 誠吾	督促状 (第 30-106-260511-421320)
東京都江戸川区南葛西3丁目5-3-206 ホワイトキャッスル 長門 光	督促状 (第 30-108-260520-410723)
千葉県船橋市三山3丁目40-4 グレーシャープルー101 西村 凌	督促状 (第 30-215-260317-421069)
東京都足立区梅島1丁目26-2 株式会社 MYGルフテック	督促状 (第 30-215-260508-201623)
東京都世田谷区松原4丁目9-17 MH松原103 松永 樹	督促状 (第 30-326-260610-420215)
北海道札幌市南区澄川5条3丁目1-20 有限会社オフィス裕	督促状 (第 30-331-260516-213270)
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台4丁目2-35 合同会社 嘉多山事務所	督促状 (第 30-436-260401-212327)
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町5丁目127 鳳凰商事 株式会社	督促状 (第 30-440-260525-204294)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260525-431061)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260526-203386)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260531-202074)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260601-203415)
東京都世田谷区用賀4丁目1-6 K404 石川 樹	督促状 (第 30-547-260426-405833)
東京都北区田端5丁目7-11-403 JIANG CHUANZHI	督促状 (第 30-550-260519-204794)
東京都練馬区大泉学園町8丁目30-18 有限会社 ガレージファイン	督促状 (第 30-773-260427-405198)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。